

群馬県立女子大学非常勤講師の労働契約の期間について

学 長 決 定
平成30年10月1日

- 1 非常勤講師の労働契約の期間は、群馬県公立大学法人非常勤職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第2号）第9条に基づき、採用日の属する事業年度の末日までの範囲内で各人毎に定める。
- 2 前項の労働契約の期間は、当該非常勤講師の年齢が満70歳に達する日の属する事業年度の末日を限度とする。
ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日付「群馬県立女子大学非常勤講師の労働契約の期間について」はこれを廃止する。